熊本県食肉・食鳥処理問題調整協議会要綱

制定:平成12年 3月 3日 改訂:平成15年 6月18日 改訂:平成19年 1月30日 改訂:平成27年12月11日 改訂:平成30年 6月29日

改訂:令和 2年 2月27日

1 目的

食品行政において、農林水産部局が行う畜産振興等の観点からの施策と食品衛生部局が 行う公衆衛生の観点からの施策の緊密な連携を確保するために、両部局間において協議を 行う。

2 協議事項

以下の事項について協議を行う。

- (1)と畜
 - ア と畜場使用料及びとさつ解体料の認可
 - イ とちく検査の時間、手数料
 - ウ と畜場の再編整備・近代化等
 - エ その他
- (2) 食鳥処理
 - ア 食鳥検査時間、検査手数料
 - イ 食鳥処理場の再編整備・近代化等
 - ウ その他

3 構成員

「熊本県」

健康福祉部:健康福祉部長、健康危機管理課長、担当班長

農林水産部:農林水産部長、畜産課長、担当班長

「能本市」

健康福祉局:健康福祉局長、保健所長、食品保健課長、担当主査

農水局:農水局長、農業支援課長、担当主査

なお、協議の内容に応じ、上記以外の関係者を構成員に加えることができる。

4 事務局

主な議題を所轄する課が事務局を担当する。